

判決年月日	平成28年3月16日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(行ケ)10129号		
<p>○ 名称を「パーティクル濃度測定装置」とする発明について、引用発明や技術常識から容易想到であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、一致点の認定誤りと相違点の看過があるとの理由で取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願平2010-135838号, 不服2014-6561号, 特開2009-2733号

判 決 要 旨

原告は、名称を「パーティクル濃度測定装置」とする発明（本願補正発明）の特許出願（特願平2010-135838号）について拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求をした（不服2014-6561号）。

本願補正発明は、次のような発明である。すなわち、仕切りにより区画された開口内部に面状の光膜を形成し、この測定領域形成部を通過する粒子数を撮像カメラで検出するとともに、気流速度を用いて開口内部を直交して流れる気体の容積を算出し、これにより粒子濃度を算定するというものである。

一方、引用発明（特開2009-2733号公報に記載された発明）は、枠体の内部にレーザー光によるシート状の空間を形成し、ここを通過する粒子をカメラで検知し、粒子の数、飛来方向、飛来速度等を求められるとするものである。

審決は、本願補正発明と引用発明とが、開口内部を直交して気体が行れる点においても一致するとし、これを前提として認定した相違点は、いずれも容易想到であるとして、進歩性を否定した。

本判決は、次のとおりに認定判断し、審決の一致点の認定には誤りがあり、その結果、相違点の看過があるとして、審決を取り消した。

引用発明は、粒子を運ぶ気流の方向が不明であることを前提とするものであり、特定の方向からの気流を前提とはしていないものである。一方、本願補正発明は、開口内部を直交して気体が行れるようにしたものに限定されていると認められる。したがって、引用発明の「枠体」は、本願補正発明の「仕切りにより区画された開口内部を直交して気体が行れるようにした測定領域形成部」には相当しない。